

守 障 第 1301 号  
令和元年 11 月 15 日

各  
児童発達支援  
医療型児童発達支援  
居宅訪問型児童発達支援  
保育所等訪問支援  
計画相談  
事業所 管理者様

守口市健康福祉部障がい福祉課長

### 児童発達支援等無償化に係る追加連絡事項について

平素は本市の障がい福祉行政に格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年 10 月から拡充している児童発達支援等無償化について、令和元年 9 月 30 日付守障第 1067 号 「児童発達支援等無償化に係る連絡事項について」により通知したところですが、下記のとおり追加連絡事項を通知いたします。重要な連絡ですので、必ず関係職員に御周知いただき、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 守口市児童発達支援等利用者負担給付金（守口市独自無償化施策）支給申請手続きにおける委任状の取り扱いについて

守口市児童発達支援等利用者負担給付金支給申請日が令和元年 10 月 1 日以降である場合、事業所は、保護者から「事業所を代理人として給付金の請求及び受領に関する権限を委任することを記載した委任状」の提出を受ける必要はありません。また、当該委任状を守口市障がい福祉課宛にご提出いただく必要もありません。

なお、受領委任払による給付を希望する保護者が本市に提出している守口市児童発達支援等利用者負担給付金支給申請書（受領委任払用）には、以下文言が含まれていることを申し添えます。

「支給にあたっては、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援の提供を受けた事業所に対して給付金の請求及び受領を委任しますので、事業所に対して支払われるようお願いいたします。」

2 「令和元年 10 月利用分以降における児童発達支援等無償化に係る事業所向け Q&A」の一部変更について

令和元年 9 月 30 日付 守障第 1067 号にて通知した「令和元年 10 月利用分以降における児童発達支援等無償化に係る事業所向け Q&A」の NO 3 について、一部わかりにくい文言がありましたので、別添 「別紙 3 令和元年 10 月利用分以降における児童発達支援等無償化に係る事業所向け Q&A 変更箇所」のとおり変更します。

また、今回の変更を反映した「別紙 3 令和元年 10 月利用分以降における児童発達支援等無償化に係る事業所向け Q&A 最新版」についても別添にて送付いたします。

3 その他事項

本件について、追加の連絡事項等が発生した場合には、本市ホームページに掲載する予定ですので、そちらについても併せてご確認ください。ご不明な点があれば、下記連絡先宛にご連絡ください。

**【連絡先】**

〒570-8666

守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号

守口市健康福祉部障がい福祉課

電話番号 06-6992-1635 (直通)